

市長記者会見

期 日：令和3年8月5日（木）
時 間：午前9時から
会 場：大会議室南側

内容

- 1 新型コロナワクチン接種について
・・・・・・・・・・【新型コロナワクチン接種推進本部】
- 2 がんばろう SANJO
飲食店等サポート応援金による支援を実施・・・・・・・・・・【商工課】
- 3 ふるさと納税の戦略を立案・実行する
CMO（最高マーケティング責任者）を公募・・・・・・・・・・【税務課】
- 4 第一生命保険株式会社と三条市が
「地方創生に関する包括連携協定」を締結・・・・・・・・・・【政策推進課】
- 5 「健康な食事・食環境」認証制度で
市内3店舗が新たに認証・・・・・・・・・・【健康づくり課】
- 6 子ども医療費の助成対象期間を
18歳となる年度まで拡充・・・・・・・・・・【子育て支援課】

新型コロナウイルスワクチン接種について

緊急事態宣言の対象地域が拡大し、県内でも感染の拡大が続いていることなどを受け、三条市では、早期の接種を呼び掛けています。8月28日(土)、29日(日)に大規模ワクチンセンターで1回目の接種をすることができます。

【本件のポイント】

- 基本的な感染対策の徹底と、第5波の到来に備えた早めの接種を呼び掛け
- 市内在住の外国人に対する接種を実施

【本件の概要】

1 大規模ワクチン接種センター

- (1) と き 1回目：8月28日(土)、29日(日)
2回目は4週間後の同じ時間です。
- (2) ところ 燕三条地場産業振興センター
- (3) 対象 18歳以上(18歳の誕生日の前日から接種できます。)
※現在、16歳から接種できるよう県と調整中です。
- (4) その他 接種を受ける方は、イオン県央店様の御厚意により、同店の立体駐車場を御利用いただけます。

2 市内在住の外国人の接種

市内在住外国人の円滑な接種を図るため、言語の問題などをサポートする接種枠を設け、予約の受付を開始しました。

- (1) と き 1回目：9月11日(土)、12日(日)、10月10日(日)
2回目：10月2日(土)、3日(日)、10月31日(日)
- (2) ところ 総合福祉センター
- (3) 対象者数 625人
- (4) 予約 専用ホームページか電話(0256-34-5624)で予約ください。専用ホームページでの予約は、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語(フィリピン)に、電話での予約は、これらに韓国語を加えた5言語に対応します。

(5) 接種時の対応

専用ホームページ



会場に英語と中国語の通訳者を配置するほか、オンラインで通訳者と話せるタブレットを用意します。英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語など、13言語に対応します。

【問合せ】三条市 新型コロナウイルスワクチン接種推進本部

市民コミュニケーション班 電話：0256-34-5523

がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金による支援を実施

事業者の事業継続を下支えするため、新たな支援制度「がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金」を創設します。

12月28日頃まで申請を受け付けます。

【本件のポイント】

- 飲食店等に支援対象業種を限定し、固定費を支援

【本件の概要】

1 対象

市内に店舗を有する正社員20人未満の事業者で、次の全ての要件を満たす者

(1) 次に該当する業種の店舗を営む者

ア 飲食店（食堂、レストラン、ラーメン店、スナック・バー、居酒屋等）ただし、次のものは対象外とする。

(イ) テイクアウトやデリバリー専門店など、飲食スペースを持たない業態

(ロ) イートインスペースを有するスーパーやコンビニエンスストアなど、飲食が主ではない業態

(ハ) 移動販売車など、店舗を有しない業態

イ 宿泊業（旅館、ホテル、民宿等）

ウ 道路旅客運送業等（タクシー、ハイヤー、貸切りバス、運転代行業）

※チェーン店契約等に基づき営業を行っている者は除く。

(2) 三条市内の店舗合計売上高の減少率が次のいずれかに該当している者

ア 令和3年6月～11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高が、令和元年の同月比30%以上減少している。

イ 新規創業により令和3年の比較月と前々年の比較ができない場合、令和3年6月～11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高が、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均と比較して30%以上減少している。

(3) 申請時点で営業を行っており、今後も事業を継続する意思がある者

(4) 市税に滞納がない、又は完納に向けて納税相談を行っている者

2 対象期間 8月～11月（4か月分）

3 対象経費、助成率等

以下の対象経費のうち、事業用のもの

対象経費	助成率等
店舗賃借料	1 / 4 上限月 10 万円
上下水道料金	10 / 10 上限なし
固定資産税相当額（家屋及び土地に限る。） ※減税措置分を除く。	10 / 10 上限なし
光熱費（電気、ガス）	10 / 10 上限月 5 万円

4 受付期間及び申請方法

8月6日（金）から12月28日（火）（予定）まで、郵送申請で受け付けます。

郵送申請先：〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号
三条市経済部商工課 応援金担当

5 申請様式等

申請様式等は三条庁舎（第2庁舎202会議室）、栄・下田各サービスセンターで入手できるほか、ホームページからダウンロードできます。

【問合せ】 三条市経済部 商工課 今井、川俣
電話：0256-34-5610

ふるさと納税の戦略を立案・実行する
CMO（最高マーケティング責任者）を公募

ふるさと納税の戦略を立案・実行するCMO（最高マーケティング責任者）を、即戦力人材と企業をつなぐ転職サイト「ビズリーチ」を通じて公募しています。

【本件のポイント】

- ふるさと納税の戦略を立案・実行するCMO（最高マーケティング責任者）を転職サイト「ビズリーチ」で公募中
- これまで、国内はもとより海外で勤務される方から300件を超える応募

【本件の概要】

1 募集期間

7月9日（金）から8月5日（木）まで

2 募集概要

デジタルマーケティングや Web サービスの発展に関する知識と経験をお持ちで、マーケティングの戦略・戦術を立案した経験をお持ちの方 1人

3 業務概要

ふるさと納税推進に関する統括や効果的な組織づくり

4 応募状況

305人（8月4日（水）午後5時現在）

5 最終選考

(1) と き 8月17日（火）

(2) 方 法 面接

(3) 面接官 三条市長

株式会社スノーピーク 代表取締役社長 山井 梨沙 氏

株式会社アルビレックス新潟 社外取締役 加藤 順彦 氏

【問合せ】 三条市総務部税務課 土田・山井

電話：0256-34-5529

第一生命保険株式会社と三条市が
「地方創生に関する包括連携協定」を締結

第一生命保険株式会社と三条市が、地方創生に関する包括連携協定を締結するに当たり、協定締結式を行います。

【本件のポイント】

- 第一生命保険株式会社と三条市が「地方創生に関する包括連携協定」を締結し、協定締結式を実施

【本件の概要】

- 1 とき 8月23日（月）午後2時
※ 取材の受付は、午後1時50分から行います。
- 2 ところ 三条市役所 三条庁舎 3階 第一会議室
- 3 出席者
 - (1) 第一生命保険株式会社
支配人 新潟支社長 金井 和義 氏
 - (2) 三条市
市長 滝沢 亮
副市長 若山 裕
- 4 締結式内容
挨拶、協定概要説明、協定書署名、質疑応答
- 5 連携項目
 - (1) 健康増進に関すること
 - (2) 地域の活性化に関すること
 - (3) 市民の安心・安全に関すること
 - (4) 女性活躍推進に関すること
 - (5) その他地方創生の実現に資すること

「健康な食事・食環境」認証制度で市内3店舗が新たに認証

健康な食事「スマートミール」を提供する店舗等を認証する「健康な食事・食環境」認証制度において、市内の3店舗が新たに認証されました。

【本件のポイント】

- 「健康な食事・食環境」認証制度で新たに市内の3店舗が認証

【本件の概要】

1 新たに認証された店舗等

- (1) 割烹 清みず（2つ星）

スマート御膳（税込950円）

- (2) 匠の厨房 あづみ家（1つ星）

麩和ふわ弁当（税込594円）

- (3) ラ・シード（1つ星）

季節野菜とモッツァレラチーズのペペロンチーノ（税込1,150円）

2 「健康な食事・食環境」認証制度とは

「健康な食事・食環境」コンソーシアムが審査し、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事を認証しています。

「栄養成分表示を示している」「減塩の調味料を提供している」等の項目の満たす数によって1～3つ星のランク付けがされます。

3 市内の認証店数

この3店舗を含めて、市内の認証店舗は13店舗となりました。



認証店の目印



割烹 清みずのスマート御膳

【問合せ】 三条市福祉保健部健康づくり課食育推進室 小柳、諏佐

電話：0256-34-5448

子ども医療費の助成対象期間を18歳となる年度まで拡充

8月1日から子ども医療費の助成対象期間を18歳となる年度まで拡充しました。

【本件のポイント】

- 8月から、子ども医療費の助成対象期間を18歳となる年度まで拡充

【本件の概要】

入院及び通院に係る子ども医療費を拡充しました。

- 1 拡充の内容 助成対象期間を18歳となる年度まで延長
※ 従来の助成対象期間は15歳となる年度まで（中学校卒業まで）
- 2 実施日 8月1日（日）
- 3 その他 該当者に対しては既に案内を送付し、申請いただいています。申請いただいた方には7月中に受給者証を送付しています。
※まだ申請されていない方は、申請をお願いします。
申請は、市役所 三条庁舎 市民総合窓口、栄・下田各サービスセンター総合窓口グループででき、受給者証は即時発行します。
お送りした交付申請書を返送いただくか、電子申請による申請もできます。